

## ※※※風致地区内で建築等をされる方へ(その他)※※※

### ■風致地区とは？

風致地区とは都市の自然的景観を維持していくことによって、都市全体の美観を保全するとともに、快適な居住環境を形成するために定めています。地区内における建築等について規制を行うもので、許可が必要です。

### ■許可が必要な行為

風致地区内では自然と調和した緑豊かで潤いのある居住環境を保全していくため、次の行為を行う場合には許可が必要です。

- ・建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転(詳しくは別紙参照)
- ・建築物その他の工作物の色彩の変更
- ・宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更(詳しくは別紙参照)
- ・水面の埋立て又は干拓
  - ↳ ・面積が10㎡を超える水面の埋立て又は干拓
- ・木竹の伐採
  - ↳ 次の行為以外の伐採は許可が必要です。
    - ・間伐、枝打ち整備等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
    - ・枯損した木竹、危険な木竹の伐採
    - ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
    - ・仮植した木竹の伐採
    - ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- ・土砂の類の採取
  - ↳ ・土石の類の採取で、その採取による地形の変更が土地の形質の変更で定める基準を超えるもの。

#### ・屋外における土石、廃棄物の堆積

- ↳ ・面積が10㎡を超える屋外の土石、廃棄物又は再生資源の堆積
- ↳ ・高さが1.5mを超える屋外の土石、廃棄物又は再生資源の堆積

### ■許可申請について(正副2部)

- ・申請書(地名地番を記入のこと) → 申請書はインターネットでも入手可
- ・付近見取り図(方位記入のこと)
- ・敷地面積求積図
- ・敷地図、現況図、計画図

(方位、行為地の境界線、土地の高低差、断面図の位置、石がき、がけ、壁、木竹、石塊等のある場合はその位置)

- ・縦横断面図(現況と行為後がわかるもの)

問合せ: 別府市建設部都市政策課景観デザイン係

Tel (0977) 21-1471